

一般社団法人 日本肥満症予防協会
協賛会員規約

制定日 2015年1月9日

改訂日 2024年5月15日

(規約の定義)

第1条 この規約は、一般社団法人 日本肥満症予防協会（以下本法人という）の定款に基づき、協賛会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(本協会の目的と協賛企業)

第2条 本協会は、肥満症・メタボリックシンドロームの認知及び解消方法を社会に普及させることを目的とし、協賛会員は本法人に対する協力及び事業活動の推進に寄与するものとする。

(会員資格)

第3条 協賛会員は、本規約を承認のうえ、第2条に定める本法人の活動の目的の達成に賛同し、協賛の意を表して、所定の手続きにより本法人が参加を承認した企業、個人等とする。

(会員の種別と特典)

第4条

- 1 協賛会員には、一般協賛会員と特別協賛会員の種別があり、本法人において享受できる特典と協賛会費が異なる。
- 2 協賛会費（一般と特別に共通）の特典は以下の通りとする。
 - ・本法人が設置するウェブサイトから協賛会費社のホームページへのリンク
 - ・本法人が開催するセミナー、シンポジウムおよび懇親会への参加
 - ・本法人のニュースリリース、会報、ウェブサイト、セミナーおよびその他の事業における、協賛会員である旨の記載
 - ・会員が発行する印刷物等に本法人の監修を受け、その旨を表示すること。（ただし、別途監修料を支払う）
- 3 特別協賛会員の特典は、前号に加えて次の通りとする。
 - ・会員が主体的に実施する活動における、本法人の協賛会員である旨の表明
 - ・会員が主体的に実施する活動に対する、本法人による後援等の連携（ただし、理事会における承認を得ることとする）
 - ・会員が制作するコンテンツを、本法人の監修を受けたうえで、本法人のウェブサイトに掲載
 - ・本法人ウェブサイトにおけるバナー掲出
 - ・本法人が実施した調査・研究データの閲覧
- 4 協賛会員は、本会の社員総会及び理事会における議決権は有しない。

(加入手続き)

第5条

- 1 協賛会員としての参加を希望するものは、理事会における承認を得なくてはならない。
- 2 承認を得たものは、協賛金を納付する。

(協賛金)

第6条

- 1 協賛会費は、一般協賛会員は年間 60 万円以上、特別協賛会員は年間 360 万円以上とする。
- 2 本法人の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとし、協賛会員は、翌年度分の協賛金を 5 月末までに納入するものとする。但し、初年度の活動期間は 2015 年 2 月から 2016 年 3 月 31 日までとし、協賛会費は、上記に定めた年間会費と同額とする。初年度の会費の納入は 1 月末日までとする。
- 3 会計年度の途中で入会する場合は、その年度の入会月から終了月までを月割りとして計算（四捨五入）し、入会月の月末までに納入するものとする。
- 4 協賛金は、本法人の指定する銀行口座に入金するものとする。
- 5 退会する場合は、既に納付した会費は返納しない。

(退会)

第7条 協賛会員が退会しようとする時は、退会を希望する日の 2ヶ月前までに本法人に届け出ることとする。

(資格の喪失)

第8条 協賛会員が次の各号に該当する場合には、理事会における決議を経て、その資格を喪失する。

- 1 退会した場合。
- 2 正当な理由なく、定めた期限を過ぎても協賛会費を納入しなかった場合。
- 3 除名された時。

(除名)

第9条 本法人は、次の各号に該当する協賛会員を理事会における決議を経て除名することができる。

- 1 本規約に違反し、それが改められない場合。
- 2 本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした場合。
- 3 理事会において協賛会員として相応しくないと判断した場合。

(オフィシャルパートナー)

第10条 本法人は、特別協賛会員であり、かつ、本法人の活動目的に対して特別な貢献が認められる企業について、オフィシャルパートナーとして認定し、その責務や特典について本規約とは別に契約を締結することができる。但し、オフィシャルパートナーの認定には、1名以上の理事による推薦、及び理事会における全会一致の決議を要する。

(その他)

第11条 協賛会員について本規約に定めのない事項については、理事会の定めるところによる。

本規約は、2015年1月9日（一般社団法人日本肥満症予防協会設立日）から適用する。

本規約は、2024年5月15日（理事会決議日）から適用する。

以上